

はくばく文化ホール(富士川町ますほ文化ホール)友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、はくばく文化ホール(富士川町ますほ文化ホール)友の会（以下「友の会」という。）という。

(目的)

第2条 この会員制度は、一般社団法人ふじかわが管理運営する富士川町ますほ文化ホール（以下「ホール」という。）の自主文化事業等の参加を通して、芸術文化、生活文化に親しみ、文化の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員とは、前条に定める目的に賛同し、ホールが定める方法により入会申込書を提出し、会費を納入した者とする。

(会費)

第4条 会費は年会費とし、次のとおりとする。

- (1) 新規個人会員 2,200 円
- (2) 継続個人会員 2,000 円
- (3) 法人賛助会員 1 口 10,000 円

2 年度途中で友の会へ入会する場合の会費は前項に定める額とする。

3 年度途中で友の会を退会した場合、既納された会費は返還を行わないものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会費は、ホールへの現金納入、若しくはホールの指定金融機関での振込納入とする。

(会員期間)

第6条 会員資格を有する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度途中に入会した者が有する会員資格期間は、当該年度の3月31日までとする。

(会員サービス)

第7条 会員は、入会時にホールが通知する各種サービスについて、ホールが指定する方法により利用することができるものとする。なお、各種サービスについて、追加、変更が生じた場合は、ホールの所定の方法で会員に通知することとする。

(入会申込事項の変更)

第8条 会員は、入会時の申込事項に変更があったときは、ホール事務局へその事由を届け出るものとする。

2 前項の届出がされなかった場合または遅滞したことにより会員に生じた不利益について、ホールは一切の責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 会員は、第6条に定める期間に関わらず、退会することができるものとする。

(規約の改正)

第10条 この規約は、必要に応じて改正することができるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、ホールが別に定める。

附則 この規約は、令和2年4月1日から適用する。